

令和5年度～6年度

富岩運河環水公園 植栽維持管理委託業務

富山市湊入船町 地内

## 入札における留意点

- 1 本業務の委託期間は、**令和5・6年度**の**2ヶ年**とする。
- 2 本設計書は、単年度の委託内容としている。
- 3 入札価格は、単年度の委託内容で見積した額とする。
- 4 契約価格は、**2年分**の総額とする。

## 変更点

1. 雪囲い施工箇所の見直し
2. 花壇植栽の削除

## 委託数量総括表

1/2

富岩運河環水公園 植物維持管理 委託業務

工事区分 (レベル1) 工種 (レベル2) 種別 (レベル3) 細別 (レベル4)	規 格	単 位	数 量	摘 要
委託費				
植栽維持管理費				
芝生管理工	対象面積 31,300	m <sup>2</sup>		
芝刈工				
機械施工 (リールモア等)		m <sup>2</sup>	122,000	4、5回刈
機械除草Ⅱ・集草		m <sup>2</sup>	20,000	4、5回刈
施肥工				
人力施工		m <sup>2</sup>	16,800	1回
薬剤散布工				
動力噴霧器		m <sup>2</sup>	79,400	3回
樹木管理工				
刈込み工				
低木剪定		m <sup>2</sup>	5,500	2回
雪囲い工				
四本竹囲い		本	7	
薬剤散布工				
夏期薬剤防除		本	110	
枝下し				
支障木枝下し		本	20	
草地管理工				
草地除草				
人力除草		m <sup>2</sup>	9,320	野鳥観察舎前 120㎡含む
薬剤散布工				
運河沿い園路除草剤散布		m <sup>2</sup>	140	
花壇管理工				
花植替え				
円形ポット (大) 8基		基	16	
円形ポット (小) 6基		基	12	
円形ポットの補植		式	1	
廃棄物処理工				
運搬費				
積み込み運搬		式	1	



# 富岩運河環水公園植栽維持管理委託業務 特記仕様書

## 第1章 総則

### 1. 総則

- ①この仕様書は、富岩運河環水公園の植栽維持管理委託業務に適用するものとし、この仕様書に定めのない事項については、富山県土木工事共通仕様書等によることとする。
- ②受託者は、この仕様書に定める仕様に従い作業を施行するとともに、監督員が特に指示する作業を行うものとする。
- ③ただし、設計書等に示す施工規模や品質は、管理結果としての品質確保において標準的に示すものである。受託金額の範囲内で、植物としての現場状況等に応じた施工規模や使用資機材の変更があるものとする。
- ④また、業務の遂行にあたっては、環境保全志向を念頭に、化学製剤品の使用を極力抑えるよう配慮し、来園者への影響にも配慮するものとする。
- ⑤この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び委託業務の細目については監督員の指示による。

### 2. 作業計画

- ①受託者は年間計画書を作成し、監督員の承認を得ること。
- ②各作業前に現地調査の上、監督員又は公園管理事務所職員（以下、職員という）に状況報告と作業の段取りを連絡する。また各月末に翌月分の作業計画表を作成し、監督員の承認を得ること。
- ③特に施行時期の定められたもの及び、施行時期を逸すると効果の期待できない作業については、監督員と事前に協議し作業の進行をはかる。
- ④作業の種類規模の大きさ等により、必要な場合は当該作業に先立ち見本となる作業を行い監督員の承認を得ること。
- ⑤現地の状況などにより作業位置あるいは方法を多少変更するなど、軽微な変更は監督員の指示により施行する。この他に設計以外の作業が必要と認められる場合は、その都度監督員と協議するものとする。
- ⑥使用する薬剤や肥料等は事前に書類で監督員の承認を得ること。
- ⑦薬剤や肥料等を散布する場合はあらかじめ単位数量当りの散布計画をたて、散布計画書を提出すること。

### 3. 資材管理等

- ①支給を受けた材料は、適正な管理のもとに保管し監督員の指示により使用すること。
- ②発生した植物残さについては、いわゆる緑のリサイクルとして堆肥化するものとする。

#### 4. 現場管理

- ①作業の実施にあたっては公園内であることを十分理解して作業を行い、特に公園利用者に対する安全及び応接には十分配慮して作業を行なうこと。
- ②作業中は作業員同士の連絡を頻繁に行い、作業員の安全に配慮し、適正な作業を行うよう努めること。
- ③各作業にあたっては周辺を通行する利用者の迷惑や危険とならぬよう、事前に作業中を表す看板を適宜配置すること。
- ④特に薬剤散布においては作業終了後においても、散布薬剤の衣類等への影響がないと認められる時期まで看板を設置しておくこと。
- ⑤作業中に利用者等が現場近くに接近した場合は丁寧な言葉で連絡し、適切な誘導を行うなど、危険を避けるよう努めるものとする。
- ⑥公園利用者及び付近住民関係官公署と交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかに監督員に報告し、その指示に従い作業を行うこと。
- ⑦作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行すること。万一、これを損傷した場合は監督員等に報告すると共に、受託者の負担で原状に復すること。
- ⑧作業用の機械器具等は各作業に適するものを使用すること。ただし、監督員が不相当と認めた場合は取替を指示することがある。
- ⑨労務安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、全ての作業員を対象に、現場に即した安全教育・訓練等を毎月1回（半日）以上の頻度で実施すること。
- ⑩受託者は人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を構ずるとともに、被害の内容等について直ちに監督員・職員に報告し指示を受けること。

#### 5. 業務報告

- ①受託者は各作業が完了次第すみやかに**業務実施記録写真等を整理**して監督員に提出し、段階確認を受けること。
- ②委託期間中**4～11月の間は毎月1回**、芝生または樹木の**状態を観察**し、今後の対応策案等を併記した報告書を提出すること。
- ③委託業務完了後はすみやかに**出来形管理図、安全・訓練の実施記録、実施工程表、発生残さ処理計量表**、施工前、施工中、施工後の写真等の関係書類を添えて、完了報告すること。
- ④受託者は監督員から**業務実施記録写真の撮影**を指示されたときは、**実施状況写真**を撮影整理し、監督員の確認をうけること。
- ⑤監督員は必要に応じて業務の実施状況に関する資料の提出を求め、検査することができる。
- ⑥その後、園内に異常を発見した際には**応急処置**をするとともに、すみやかに監督員又は職員に報告する。

## 6. その他

- ①状況に応じて作業内容の変更が必要な場合、資材の変更が必要な場合等は、協議書により監督員と協議する。
- ②この仕様書に定めのないこと、または疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

## 第2章 園地維持管理基準

### 7. 一般事項

- ①作業の施工にあたっては対象植物の特性や活力及び環境条件、また当該作業の目的や当該作業が対象植物に与える影響等を充分勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行うように努めること。
- ②各作業は作業計画によると同時に天候、植物の育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう監督員と協議のうえ実施すること。
- ③維持管理作業は対象植物の成育状況に鑑み、各作業を行うに適した時期に行うことを原則とするが、事前に施設利用との調整を図ること。

### 8. 芝生管理

#### ①芝刈り

機械刈りは芝生専用のリールモアもしくはロータリーモア等を使用し、刈高については監督員と協議する。機械刈りで処理できない細かい部分は肩掛け式草刈機等を用いて施工する。

固定の施設以外のネット類等は受託者で一時移動してその部分を施工する。園路舗装部分との境界線等は肩掛け式等で揃え、委託期間中に1回は鎌などの器具で進入芝の除去を行うこと。

芝刈りカスはバキュームスウィーパー等で収集し、受託者の負担で堆肥化処理を行う施設に運搬し、適正に処理すること。

#### ③施肥

対象区域を適宜分割し杭などで目印を仮設したうえで、所定量を均一に散布すること。芝生の施肥については芝刈り直前に行わず、また施肥後に植物が肥料やけを起こさないよう散布時期・天候に注意する。

### 9. 樹木管理

#### ①低木剪定

低木の上面、側面を丁寧に刈り込む。仕上がり寸法は別紙数量表に記入のとおりとするが、成長具合により規定寸法に満たないものについては、監督員の指示によるものとする。また、花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。

適宜、脚立等を使用し、周辺樹木を傷めぬよう作業すること。高所作業車を使用する際は周辺の安全に十分配慮すること。



場合によってはサンプル施工を行い、監督員又は現場職員の承認を得ること。剪定した残さは、受託者の負担で堆肥化処理を行う施設に運搬し、適正に処理すること。

#### ②施肥

樹木の幹を中心に葉張りの外周線（樹幹投影）に、深さ 15cm 程度の穴を数ヶ所掘り、所定の肥料を入れ覆土する。

#### ③雪囲い

施工は、設置・撤去並びに資材の指定場所への搬入・保管までとする。丸太、竹は支給品とする。結束線・縄等は受託者の負担とする。

なお支給する丸太、竹等のうち、交換が必要な物の数量を 10 月中旬までに取りまとめ、監督員に報告すること。

撤去後は、枝整姿を行い、乱れた枝等は適宜整えるものとする。著しく損傷した部位を発見した場合は、監督員に相談しその指示に従うものとする。結束線等の残材は撤去するものとする。丸太杭撤去後の穴で、利用者の支障になる場所のものは砂等で埋め戻す等の処置をとること。

### 10. 薬剤散布関連

①薬剤の使用に際しては関係法令、並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守すること。

②散布する際には、なによりも公園利用者、散布者等の安全に十分配慮して作業を進めること。具体的には、公園利用者が散布付近に認められる時（風下に公園利用者がいるときも同様）は、直ちに作業を一時中止する等の処置をとること。

③状況に応じた薬剤を所定の散布量・濃度に正確に希釈混合し、特に単位面積当たりの所定の溶液散布量を遵守すること。必要に応じて展着材、土壌浸透材等の補助剤を加用すること。なお特に指定のない補助剤は受託者の負担とする。

④降雨予定を調査し、少なくとも半日以上は降雨の恐れのないことを確認したうえで散布を行うこと。作業途中での天候急変についてはただちに作業を中断し、監督員の指示に従うこと。また、散布に際しては風が少なく天候の不順でない日を選び、特に真夏に行う場合は出来るだけ日中を避けること。

⑤対象区域を適宜分割し、杭などで目印を仮設したうえで所定量を均一に散布すること。このため事前に散布計画書を提出し、監督員の承認を得ること。

⑥散布は動力噴霧機を用い、周囲の対象物以外のものにかからぬよう注意して散布すること。

### 11. 草地管理

園地の植え込み地などの除草を年 2 回行うこと。野鳥観察舎前の除草については刈り倒すこと。

### 12. 廃棄物処理工

芝刈りカスや剪定クズなどの植物残渣については、受託者の負担で堆肥化処理を行う施設に運搬し、適正に処理すること。

### 13. その他

来園者の転倒防止のため、天門橋にこもを敷くこと。設置は12月上旬までに実施、3月下旬までに撤去すること。こもは発注者から支給する。

## 第3章 委託期間等

### 14. 委託期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2ヶ年

### 15. 委託金額

毎年度の委託金額は、同一額とする。

ただし、現場条件等で委託内容に変更があった場合は、年度ごとに委託金額の変更を行うものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### 1 基本的事項

受注者は、業務を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### 2 取得の制限

受注者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 3 秘密の保持

受注者は、業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示があるときを除き、業務を処理するために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 5 安全確保の措置

受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 従事者への周知及び監督

(1) 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

(2) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### 7 複写又は複製の禁止

受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

### 8 資料等の返還及び廃棄

(1) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（契約解除を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(2) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記（1）の規定により発注者に返還するものを除く。）を業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 9 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は、随時、実地に調査することができる。

#### 10 指示

発注者は、受注者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

#### 11 事故報告

受注者は、本条各項の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### 12 損害のために生じた経費の負担

業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

#### 13 名称等の公表

発注者は、受注者が本条各項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の（1）から（5）までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3項の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4項の規定に違反し目的外の利用又は提供したとき。
- (3) 第5項の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1) から (3) までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1) から (4) までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

# 初年度設計

## 委託費内訳書 富岩運河環水公園 植物維持管理 委託業務

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘	要
維持管理費	芝生管理工	芝刈り工	機械施工	m <sup>2</sup>	122,000			一位代価表第4号	
植物維持管理費		"	人力施工	m <sup>2</sup>	20,000			一位代価表第5号	
		施肥工		m <sup>2</sup>	16,800			一位代価表第6号	
		薬剤散布工		m <sup>2</sup>	79,400			一位代価表第7号	
樹木管理工	刈込み工		低木剪定	m <sup>2</sup>	5,500			一位代価表第8号	
		雪囲い工	四本竹囲い	本	7			一位代価表第9号	
		薬剤散布工	夏期薬剤防除	本	110			一位代価表第13号	
		枝下し	支障木枝下ろし	本	40			一位代価表第2号	
草地管理工	草地除草		人力除草	m <sup>2</sup>	9,320			一位代価表第17号	
		薬剤散布工	運河沿い園路	m <sup>2</sup>	140			一位代価表第7号	
花壇管理工	花壇替え		円形ポット(大) 8ポット	基	16			一位代価表第14号	
		"	円形ポット(小) 6ポット	基	12			一位代価表第15号	
		"	円形ポットの補植	式	1			一位代価表第16号	
廃棄物処理工	運搬費		積み込み運搬	式	1			別紙	
天門橋こも敷き	軽作業員		設置・撤去	人	6				
直接委託費									
純委託費	共通仮設費							10.80 *	31% 0.0335
委託原価	現場管理費							42.63 *	40% 0.1705
	一般管理費							24.75 *	15% 0.0371
合計	芝生管理用資材費							一位代価表第1号	
改計	残渣処分費							別紙	
消費税									
設計額								消費税率	10%

















環水公園

植物維持管理

業務委託

施工数量表

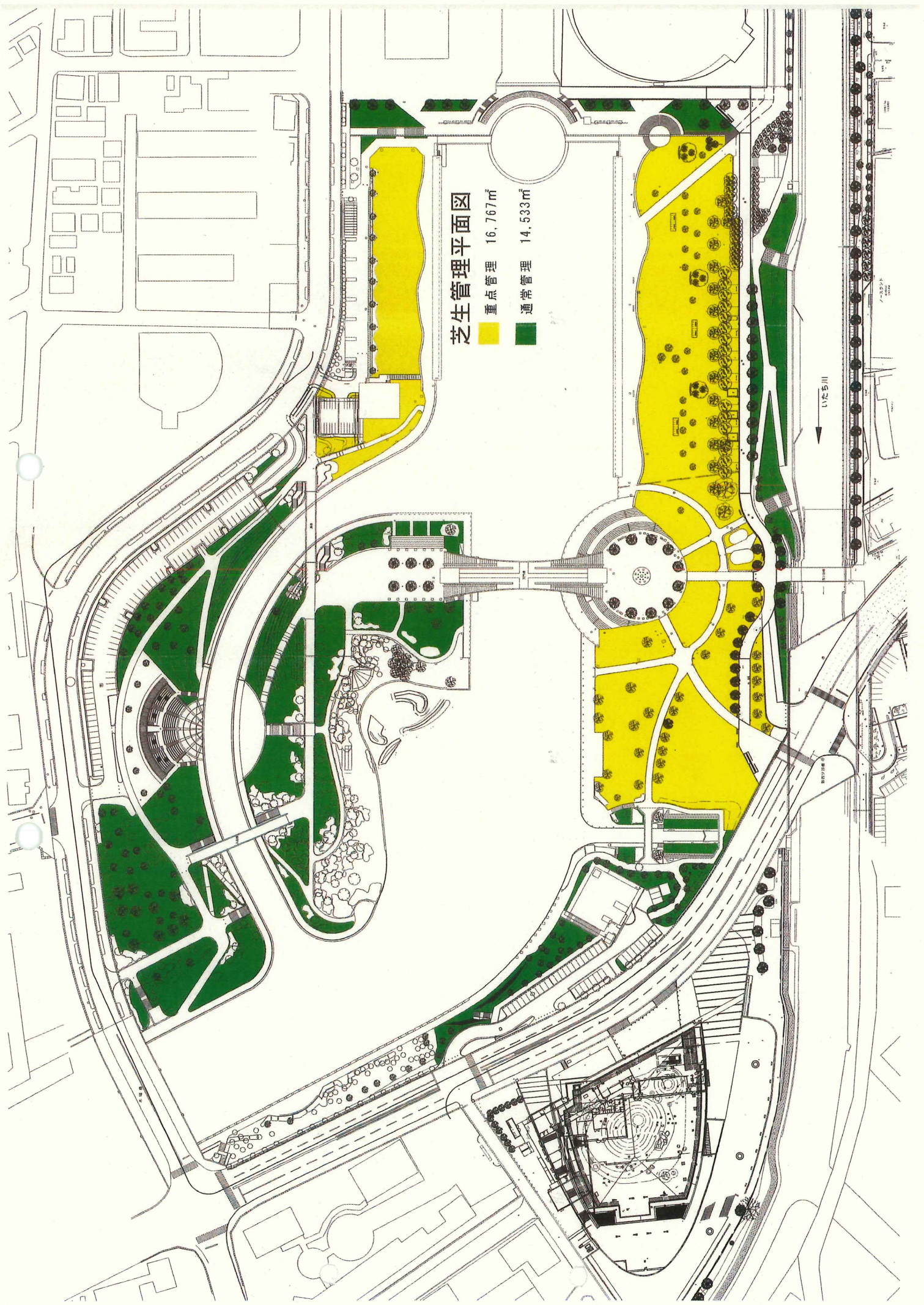
	面積	m <sup>2</sup>	面積割合	
			機械割合	人力割合
通常管理	14,533	m <sup>2</sup>	80	20
重点管理	16,767	m <sup>2</sup>	90	10

芝生合計面積 (m<sup>2</sup>) 31,300

業務対象面積 (m<sup>2</sup>) 31,300

工種	細別	区域	区域番号	区域面積	%	施工対象面積	施工回数	施工数量	設計数量	備考
芝刈り	機械刈り	通常管理	~	14,533	80	11,626	4	46,504	122,000	
		重点管理	~	16,767	90	15,090	5	75,450		
	肩掛式	通常管理	~	14,533	20	2,906	4	11,624	20,000	
		重点管理	~	16,767	10	1,676	5	8,380		
施肥	通常管理		~	14,533	100	14,533	0	0	16,800	
	重点管理		~	16,767	100	16,767	1	16,767		
液剤散布	通常管理		~	14,533	100	14,533	2	29,066	79,400	
	重点管理		~	16,767	100	16,767	3	50,301		
樹木管理	低木剪定			5,500	50	2,750	2	5,500	5,500	
	薬剤散布					80	1	110	110	6月:80本
						30	1			8月:30本
	枝下し					20	1	20	20	
草地管理	人力除草	草地	~	4,600	100	4,600	2	9,200	9,320	
		野鳥観察舎		50	100	50	2	120		障害物割増
	薬剤散布	運河沿い	~	140	100	140	1	140	140	





芝生管理平面図

重点管理 16,767㎡

通常管理 14,533㎡



令和5・6年度 一般廃棄物処理費(植物残さ)内訳書

公園名 【富岩運河環水公園】

植栽維持管理委託業務

◆廃棄物処理費(運搬費+積卸費)

種目	樹木剪定台数①		芝生台数②		運搬回数計 ①+②=③	1回当運搬費 単価(円)④	運搬費計(円) ③×④=⑤	積卸費計⑥ ③×積卸単価	運搬費+積卸費 ⑤+⑥
	委託分	直営分	委託分	直営分					
2tダンプトラック	11		17		28				
計									

運搬距離(各公園～処分場)

公園名	運搬距離(Km)
富岩運河環水公園	9.0

◆廃棄物1回当たり運搬費

2tダンプトラック.....  $C_m \times T - 1 / 60 =$

◆廃棄物人力積卸費

◆廃棄物1回当たり積卸単価

2tダンプトラック.....  $(C_m + \alpha) / 60 \times$  普通作業員単価 / 8h =

◆一般廃棄物処理料金

◆廃棄物数量(t) 委託分

◆廃棄物処理料金 北陸ポートサービス(株)  
円/t × 廃棄物数量(t) =

普通作業員

円

◆ 1回当たりサイクルタイム(min)計算

$C_m = (\beta L + \alpha) \times E$

$C_m$ : サイクルタイム(min) .....

$\beta$ : 運搬状況による係数 .....

$L$ : 運搬距離(Km) .....

$\alpha$ : 積込等その他の作業係数(min) .....

$E$ : 作業効率 .....

$T$ : 1:2tダンプ時間当り運転費 .....

2t車	4t車
42.8	
4.8	
9.0	
18	
0.7	
	円.....一位代価表第19号

円

円

21 t

21 t

円

計



# 富岩運河環水公園平面図

## 【四本竹囲い】

- ・コシノエザクラ..... 1本
- ・ヤマザクラ..... 1本
- ・エドヒガンザクラ..... 4本
- ・ヨーロッパロマンツ..... 1本

